

宮崎市 環境業務課からのお知らせ

ごみ・資源物の出し方を再度ご確認ください

市民の皆さまからの出し方に関する「よくあるお問い合わせ」を一部紹介します

<p>スプレー缶、ガス缶</p>  <p>中身を使い切って、風通しのよいところで穴を空けてください。</p> <p>「金属類」の日にし出してください。透明の袋でし出してください。</p> <p>※プラスチック製のキャップやノズルが取り外せる場合は、外してください。</p> <p>「プラスチック製容器包装（プラスチックごみ）」です。プラマークの表示がない場合は、「燃やせるごみ」です。</p>	<p>缶（飲料、食品用）</p>  <p>たて、横、高さがいずれも 20 cm 未満のもので、中身が入っていないものを「缶・びん」の日に透明の袋でし出してください。</p> <p>※びんのふた、缶詰のふたは「燃やせないごみ」です。</p>	<p>乾電池</p>  <p>アルカリ乾電池などは、月に1度の「その他資源の日」に集積所に出すことができます。透明の袋でし出してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【注意】充電式の電池、充電式製品を使わなくなった場合、「ごみ」で出さないでください。</p> </div> <p>～充電式製品の例～</p>  <p>充電式の製品に使用されている「リチウムイオン電池」をごみで出すと、ごみ収集車やごみ処理施設等での火災の原因になります。お近くの、「使用済み小型家電回収ボックス」に入れてください。</p> <p>「使用済み小型家電回収ボックス」の場所は こちらから確認 ➔</p> <p>市のホームページにも掲載しています。</p> 
<p>電気カーペット・電気毛布</p>  <p>「燃やせるごみ」です。</p> <p>燃やせるごみの袋に入らない時は、1メートル未満にたたんで、ひもなどで縛り、燃やせるごみの大袋を貼り付けてください。1メートル以上のものは「粗大ごみ」です。</p> <p>※コードも1メートル未満に切ってください。</p>	<p>ストーブ類</p>  <p>電気ストーブ、ファンヒーターは、「燃やせないごみ」です。大部分が金属でできている「石油ストーブ」は「金属類」です。</p> <p>※乾電池、灯油は抜いてください。オイルヒーターは、市では収集しておりません。詳細は環境業務課までお問い合わせください。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ごみ分別アプリ「さんあ〜る」</p> </div> <p>★便利な機能がたくさんです★</p> <p>ごみの分別方法や、収集日のことについて、もっと知りたい方は、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」をご利用ください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1114 1877 1279 2105"> <p>for iPhone</p>   </div> <div data-bbox="1311 1877 1503 2105"> <p>for Android</p>   </div> </div>
<p>カイロ（使い捨て）</p>  <p>「燃やせないごみ」です。</p> <p>充電式カイロは、「使用済み小型家電回収ボックス」に入れてください。</p>	<p>布団・座布団・毛布・クッション</p>  <p>「燃やせるごみ」です。</p> <p>燃やせるごみの袋に入らない時は、1メートル未満にたたんで、ひもなどで縛り、燃やせるごみの大袋を貼り付けてください。1メートル未満にたためないものは「粗大ごみ」です。</p>	
<p>水筒 ※素材により異なります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金属製の水筒：「金属類」。ただし、ゴムのパッキン、プラスチック製の飲み口は「燃やせるごみ」 ・プラスチック製の水筒：「燃やせるごみ」 		

生ごみ処理器で生ごみを有機肥料に！

燃やせるごみの約4割は生ごみ、その約8割は水分とされています。

宮崎市では、家庭から発生する生ごみを減量するため、

微生物の働きで生ごみを堆肥化する処理容器（コンポスト）を無料で支給しております。

※支給数に限りがあり先着順となります。（在庫がなくなり次第ホームページにてお知らせします。）



60 cm

A. 屋外型（130L）

66 cm
日当たりが良く、水はけのいい場所で、少し土に埋めて使用します。
土と生ごみを混ぜることで、土中の微生物によって堆肥ができます。



31 cm

B. 屋内型（15L）

41 cm
台所やベランダなど直射日光の当たらない場所で使用します。
生ごみに発酵資材（ぼかし）を混ぜることで、液肥ができます。発酵した生ごみと土をよく混ぜて熟成させることで堆肥ができます。

上記のいずれか1つ申請ができます。

申請窓口は、環境業務課、各総合支所地域市民福祉課、各地域センター、各地域事務所になります。

支給の要件

宮崎市内に住所を有し、かつ居住している方で、①または②に該当する方。

①市から、生ごみ処理器の支給や電動生ごみ処理機の購入費補助金を受けたことがない。

②市から、生ごみ処理器の支給や電動生ごみ処理機の購入費補助金を受けてから10年経過しており、破損等により使用不能になっている。



↑
こちらを
ご覧ください

※詳しくは、宮崎市役所 環境業務課（Tel21-1762）までご連絡ください。